

安中市AIデマンド型交通実証実験業務委託(デマンド配車予約システム設計・構築業務) 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

利用者のニーズに対応した誰もが使いやすい公共交通の実現のため、公共交通空白地域である旧松井田町エリアにおいて、AIを活用したデマンド型交通システムを運用することにより、市民の移動のニーズ及び移動の利便性向上、交通事業者への影響等について実証実験を実施し、今後のデマンド型交通システムの導入を検討することを目的とする。

あわせて、次世代モビリティによるDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進を図り、市民生活を質的に向上させ、地域の活性化を促進させることも目的とする。

2. 業務の概要

- (1)業務名 安中市AIデマンド型交通実証実験業務(デマンド配車予約システム設計・構築業務)
- (2)業務内容 別紙「安中市AIデマンド型交通実証実験業務委託仕様書(デマンド配車予約システム設計・構築業務)」のとおり
- (3)履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4)委託料上限金額 9,097,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3. 参加資格

参加申し込み時点で、次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2)国または地方公共団体の指名停止を受けていない者であること。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)であること。
- (4)安中市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でないこと。
- (5)過去5年(平成31年4月1日から令和6年3月31日の間)において、市町村のAIデマンド型交通のサービス設計・構築業務の受注実績を有する者であること
- (6)国税および地方税を滞納していないこと。

4. スケジュール

内容	実施日又は期限
実施要領等の公表	令和6年5月1日(水)
質問書の提出	令和6年5月1日(水)から5月10日(金)午後5時まで
質問に対する回答	令和6年5月14日(火)午後5時まで
参加申込書の提出	令和6年5月17日(金)午後5時まで
提案書の提出	令和6年6月3日(月)午後5時まで
提案者プレゼンテーション実施日	令和6年6月6日(木)(予定)
審査結果の通知	令和6年6月11日(火)(予定)

5. 質問及び回答

(1) 質問書の提出

ア 提出様式 様式1を用いること。

イ 提出方法 電子メールまたは郵送で担当部署に提出するとともに電話による連絡をすること。なお、電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問(AIデマンド型交通実証実験業務委託)」とすること。

ウ 提出期限 令和6年5月10日(金)午後5時まで(郵送の場合は必着)

(2) 質問に対する回答

令和6年5月14日(火)午後5時までに質問者に回答するとともに当該内容を市ホームページに掲載する。ただし、質問内容によっては、質問者のみの回答となる場合がある。

6. 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書(様式2)

イ 会社概要(任意様式)

ウ 業務実績(任意様式)

直近5か年で本業務と類似する業務(AIデマンド配車システムを活用した業務)の実績を記載するとともに、その実績内容が分かる書類を添付すること。

※イ、ウについては、各10部ずつ提出すること。

エ 登記事項証明書

現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書を提出すること(提出日前3か月以

内に発行されたもの。写し可。)

オ 財務諸表

直前決算2過年度分について貸借対照表及び損益計算書を提出すること。

カ 国税の納税証明書

法人税、消費税および地方消費税の納税証明書について、税務署発行の「その3の3」様式を提出すること。(提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可。)

キ 安中市税の納税証明書(安中市内に本店または委託先営業所がある場合)

完納証明書を提出すること。(提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可。)

ク 暴力団排除に関する誓約書(様式3)

※安中市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上記エ〜クの提出を省略できる。

(2)提出方法(次のいずれかの方法で提出すること)

ア 持参する場合

提出期限までの各日平日午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

イ 郵送する場合

提出期限必着とし、表面に「安中市AIデマンド型交通実証実験業務公募型プロポーザル参加申込書等在中」と朱書きすること。

(3)提出期限

令和6年5月17日(金)午後5時まで

7. 提案書の提出

(1)提出書類

- ア 提案書(任意様式)
- イ 工程表(任意様式)
- ウ 見積書(任意様式)
- エ 見積明細書(任意様式)

(2)提案書の作成方法

提案書の作成に当たっては、別紙「安中市AIデマンド型交通実証実験業務委託に関するプロポーザル審査評価基準表」(以下、「評価基準」という。)に照らし、極力簡潔なものとし、次の点に留意すること。

- ア 評価基準1~10の項目を全て含めること。
- イ 提案書はフォントサイズ10.5ポイント以上推奨でA4サイズで作成すること。
- ウ 提案書を作成するソフトウェアや書体は問わない。

- エ 提案に当たり、文書を補完するためのイラスト、イメージ図を使用しても構わない。
- オ 専門用語を用いる場合は、専門知識を有しない者にもわかるように解説等を入れること。

(3)提出部数

正本1部、副本9部、電子データ(PDF形式)1セット。

(4)提出方法(次のいずれかの方法で提出すること)

ア 持参する場合

提出期限まで(休日を除く。)の各日午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

イ 郵送する場合

提出期限必着とし、表面に「安中市AIオンデマンド型交通実証実験業務委託公募型プロポーザル提案書在中」と朱書きすること。

ウ 電子データについてはメール提出可とする。提出期限まで(休日を除く。)の各日午前8時30分から午後5時00分までに15.に記載のメールアドレスに送ること。メールを送信した際は、電話での連絡も要す。

(5)提出期限

令和6年6月3日(月)午後5時必着

8. プレゼンテーションの実施

- (1)実施日 令和6年6月6日(木)
- (2)実施場所 安中市役所本庁舎内会議室
- (3)出席者 本業務の統括責任者を含め3名以内
- (4)実施時間 1社あたり30分程度(説明20分、質疑応答10分)
- (5)実施方法 提出した提案書に基づき行うこと。
- (6)設備 スクリーンおよびプロジェクター(もしくはモニター)については本市で用意するが、パソコンおよびその他関係機材は、提案者が用意すること。

9. 審査および評価

提出された提案書、プレゼンテーションの審査および評価(以下「審査等」という。)は、安中市AIデマンド型交通実証実験業務委託公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、次のとおり行う。

(1)評価基準

別紙「安中市AIオンデマンド型交通実証実験業務委託に関するプロポーザル審査評

価基準表」のとおりとする。

(2) 評価方法

提出された提案書およびプレゼンテーションの内容を(1)の評価基準に基づき、審査委員会の各委員が審査等を行う。なお、参加者が1者のみであった場合でも本プロポーザルが成立する。

10. 契約予定事業者の特定

審査委員会において、審査等を実施した結果、各委員による評価点の合計点数が最上位の者を契約予定事業者とし、次に合計点数が高かったものを次点の契約予定事業者とする。審査の結果、審査結果の合計点数が最上位の提案が複数あった場合は、審査委員会の協議により決定し契約予定事業者を選定する。

11. 審査結果の通知

審査結果は、全提案者に対し通知する。なお、選考の理由、結果に対する問い合わせおよび異議等については、一切応じない。

12. 提案資格の喪失等

提案書の提出を求めた者がその後、次に掲げるいずれかに該当することとなった場合は、本プロポーザルの参加資格を失うこととなる。また、既に提案書を提出している場合には、当該提案書は無効とする。

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (4) 見積額が委託料上限金額を超えている場合
- (5) 本プロポーザルの公平性を害する行為があった場合

13. 契約の締結

本業務の契約予定事業者は、本市と協議のうえ、契約に必要な書類を揃え、契約を締結する。契約締結に要する費用は、受託者の負担とする。

14. その他

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。

- (2)書類提出後の修正および変更は一切認めない。ただし、本市から指示があった場合は除く。
- (3)あらかじめ見積限度額を明示した場合においては、契約時点で見積限度額を増額することはできないものとする。ただし、契約締結後、災害等のやむを得ない都合により変更が生じた場合は、契約変更を妨げるものではない。
- (4)提出された書類及び提案書等は、返却しない。
- (5)提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (6)提出を要請した必要書類以外のものは、一切受理しない。また、提出後の差し替え又は記載内容の変更は、認めない。
- (7)この要領に定めるもののほかは、審査委員会において決定する。

15. 担当部署(各種書類の提出先)

〒379-0192

群馬県安中市安中一丁目23番13号

安中市まちづくり部 都市計画課 交通政策係

電話番号 027-382-1111(内線1223)

FAX番号 027-381-7018

メールアドレス toshikeikaku@city.annaka.lg.jp

安中市 AI デマンド型交通実証実験業務委託に関するプロポーザル審査 評価基準表

	項目	評価のポイント(提案事項)	評価						係数	配点
			5	4	3	2	1	0		
			優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている	提案がなかった		
提案者に対する評価	1 法人概要	財務状況等について、安定した経営状況であるか	5	4	3	2	1	0	1	5
	2 業務実績	他の自治体において、本業務と同様の業務実績はあるか(受託件数、事業年数など)	5	4	3	2	1	0	3	15
	3 人員体制	必要な専門的知見・経験を有し、かつ、人員が十分に配置されているか(専門的知見・経験:オンデマンド交通をはじめとした公共交通事業及びまちづくり全般に関する幅広い専門性)	5	4	3	2	1	0	2	10
提案内容に対する評価	4 スケジュール	実施スケジュールが現実的であり、柔軟な調整が可能なものであるか(運行開始:10月1日予定)	5	4	3	2	1	0	1	5
	5 事業目的への合致	・市が抱える課題を十分に理解し、市民の利便性の向上や地域の活性化などに有効な提案であるか ・業務委託仕様書に十分に対応している提案であるか(アプリ・LINE 予約など)	5	4	3	2	1	0	3	15
	6 システムの利便性	・AI、IoT等の最新技術を活用し、利用者、運行事業者及び運営主体のいずれにとっても効率的かつ利便性が高いシステムであるか	5	4	3	2	1	0	3	15
	7 将来的な展開	第3次安中市総合計画で定める取組方針であるMaaSの展開など、公共交通のDX推進の技術を有しているか	5	4	3	2	1	0	3	15
	8 運行実績	・運行実績(乗降データ、日別・時間帯別・車両別の利用状況など)をエクセル等の形式で出力ができるか ・さらなる利用拡大につなげるため、利用実績にも続いたデータ分析・施策提案等の支援があるか	5	4	3	2	1	0	1	5
	9 マネジメント	・本業務を主体的にリードし、進捗を管理することができるか ・本市が実施する地域説明会、関係者説明会及び地域公共交通会議の資料作成等の支援をすることができるか	5	4	3	2	1	0	2	10
	10 価格	提案価格は上限価格に収まり、適切であるか	5	4	3	2	1	0	1	5
			合計							100